平成２１年（フ）第１０４号
兵庫県洲本市千草甲315番地17、前住所兵庫県洲本市下内膳260番地　市営住宅東下内膳２団地Ｆ２号
債務者　露原　志保
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０６号
兵庫県南あわじ市賀集野田144番地４
債務者　奥井　直子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第５３８号
宮崎市新別府町薦原712番地１　パティオ新別府205号、住民票上の住所宮崎市潮見町113番地１
債務者　丸山　満弘
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５６２号
宮崎市学園木花台北３丁目１番地　県営住宅２棟10号
債務者　蛯原　俊則
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６２５号
宮崎市恒久３丁目19番地８
債務者　川那部アイ子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４８７号
静岡県浜松市北区初生町1158番地の３ヴィラ・スカラ301号、前住所静岡県浜松市中区小豆餅１丁目16番11号
債務者　高田みどり
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５８７号
静岡県浜松市東区西ケ崎町986番地の１　ハイツメイフラワー202号
債務者　吉田　茂寿
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２７６８号
愛知県東海市荒尾町勝山３番地　３棟504号
債務者　原田　廣和
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０８３号
愛知県海部郡甚目寺町大字上萱津字北ノ川82番地　レオパレス橘206号
債務者　横井真太郎
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３９９号
愛知県小牧市大字舟津791番地１　ストリームテラ202号
債務者　梶浦　康子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４２４号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字向江3360番地の９　千音寺荘５棟901号
債務者　猿渡　健一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５５８号
名古屋市中川区伏屋２丁目1813番地
債務者　岡安美枝子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１３０号
神戸市須磨区高倉台１丁目３番６―301号
債務者　松本　久典
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２０３号
神戸市北区東大池１丁目18番18―107号
債務者　長田華都子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５３６号
神戸市灘区岩屋中町２丁目５番10―103号、従前の住所神戸市東灘区向洋町中５丁目１番地
債務者　長慶　　勲
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５５６号
神戸市須磨区白川字不計５番地の１　グリーンハイツ白川306号、従前の住所大阪府枚方市長尾家具町３丁目７番地の45
債務者　坂田　久美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６２２号
神戸市北区京地４丁目18番地の12
債務者　大野　利恵
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで　神戸地方裁判所第３民事部